10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第１項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号）第32条の２の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第５項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第６項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第１項、第３項、法附則第９条第８項及び第10項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第９条第９項、第10項、第13条第５項及び第７項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第２号。以下「管理業務省令」という。)第１条から第３条まで、同省令附則第３条及び第５条の規定に準じて算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第９条第13項、第13条第８項、整備令第26条第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、管理業務省令第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。

追加情報

国庫納付について

法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和６年度においては、「令和５年度及び令和６年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和６年総務省・財務省令第２号）による改正後の「令和６年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和２年総務省・財務省令第１号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、2,300億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。なお、「【中間損益計算書に関する注記】」に記載のとおり、300億円は当中間期に納付しております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

１．貸倒引当金

⑴　当中間事業年度の財務諸表に計上した金額

—

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

・「【中間貸借対照表に関する注記】２．貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと

・「【金融商品に関する注記】１．⑶［１］①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること

上記の点は中間事業年度末以降においても同様と見込まれ、中間事業年度末以降の財務諸表に与える影響はございません。

【中間貸借対照表に関する注記】

１．有形固定資産の減価償却累計額

1,226百万円

２．貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

３．担保提供資産

法第40条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,931,517百万円の一般担保に供しております。

４．特別法上の準備金等

⑴　金利変動準備金

法第38条第１項、第３項、法附則第９条第８項及び第10項の規定に準ずるものです。

⑵　公庫債権金利変動準備金

法附則第９条第９項、第10項、第13条第５項及び第７項の規定に準ずるものです。

⑶　利差補てん積立金

法附則第９条第13項、第13条第８項、整備令第26条第１項、第３項及び第４項の規定に基づくものです。

【中間損益計算書に関する注記】

１．中間純利益の勘定別内訳

一般勘定　9,745百万円

管理勘定　　—百万円

２．公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和６年度においては国帰属省令に基づき、公庫債権金利変動準備金300億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

３．減価償却実施額

有形固定資産　　93百万円

無形固定資産　266百万円